

泉南市農業委員会「農地等の利用最適化推進に関する指針」

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入の促進といった「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

このため、管内の農地の利用状況調査・利用意向調査を行い、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、地域の実態に即した農地利用調整を図る必要がある。

よって、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一貫的に進んでいくよう、泉南市農業委員会の指針として、具体的な目標と取り組み方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、原則として農業委員会委員の改選後の年度初めに見直しを行う。ただし、年度途中であっても農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、隨時見直しを行う。

- 第7条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。
- 一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
 - 二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

第2 具体的な目標と取り組み方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率 3%以下

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	496ha	19.9ha	4.0%
目 標 (令和10年4月)	472ha	14.6ha	2.99%

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

○農地の利用状況調査・利用意向調査の結果を地区ごとに集約し、担当委員と協議を行い、農地の適正管理の指導を行う。また同時に担い手等への集積・集約化の推進に向けた取り組みを行う。

○再生困難な農地については、農業委員と現況確認を行ったうえで農業委員会定例会において、「農地」に該当するか否かの判断を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 25%

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	496ha	69.3ha	13.9%
目 標 (令和10年4月)	472ha	75.5ha	16.0%

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

○「泉南市農業経営基盤強化促進基本構想」の政策目標に基づき、市農林担当課と連携し推進を図る。また、農地中間管理事業を活用した集積の取り組みも行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体／年

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

○大阪府や中間管理機構、JA営農センター、地元農業団体（水利・実行組合・土地改良区）等の関係機関と連携し、新規参入の促進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。